

インフルエンザ治癒報告書について

令和2年12月

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、インフルエンザが治癒し、登校を再開する際に、保護者が医療機関で証明していただき提出している「感染性疾患出席停止・許可証明書」を下記の「インフルエンザ治癒報告書」に保護者が記入し、学校（担任）へ提出することに変更しました。

<参考資料>

インフルエンザと診断された場合は、学校保健安全法に基づき「出席停止」となります。「出席停止」となった期間は「登校すべき日数」には入りません（欠席には数えません）。出席停止期間の基準は「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」とされていますので、医師の指示に従い、学校を休んで体調を整えるとともに、感染拡大防止に御協力をお願いします。（基準の日数を超えても出席停止扱いとします。）

※発熱をして病院へ行く場合は、必ず病院へ電話をしてから、出向いてください。

【インフルエンザ出席停止期間の数え方】

発症した日・解熱した日を0日目とし、それぞれ翌日からの日数を数えます。

そのため最短でも5日は登校できないことになります。

全ての児童の健康と安全のため、御理解と御協力をお願いいたします。

| 発症 解熱 | 発症 0日目 | 発症 1日目 | 発症 2日目 | 発症 3日目 | 発症 4日目 | 発症 5日目 | 発症 6日目 | 発症 7日目 | 発症 8日目 |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1日目に解熱 | 発熱 | 解熱 | 解熱後 1日 | 解熱後 2日 | | | 登校可 | | |
| 2日目に解熱 | 発熱 | 発熱 | 解熱 | 解熱後 1日 | 解熱後 2日 | | 登校可 | | |
| 3日目に解熱 | 発熱 | 発熱 | 発熱 | 解熱 | 解熱後 1日 | 解熱後 2日 | 登校可 | | |
| 4日目に解熱 | 発熱 | 発熱 | 発熱 | 発熱 | 解熱 | 解熱後 1日 | 解熱後 2日 | 登校可 | |
| 5日目に解熱 | 発熱 | 発熱 | 発熱 | 発熱 | 発熱 | 解熱 | 解熱後 1日 | 解熱後 2日 | 登校可 |

----- きりとり -----

インフルエンザ治癒報告書

半田市立亀崎中学校長様

年 組 番 氏名

保護者氏名

出席停止理由（病名） インフルエンザ（ 型） ※型が、分かっている場合に記入

出席停止期間 令和 年 月 日 ～令和 年 月 日

（発症日 年 月 日、解熱日 年 月 日）

提出日 年 月 日

※この用紙は、市のHPからもダウンロードできます。